慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	刑事手続と犯罪被害者の個人情報について
Sub Title	Personal information of crime victims in criminal procedure
Author	粟田, 知穂(Awata, Tomoho)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication	2015
year	
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.31 (2015. 2) ,p.133- 152
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AA1203413X-20150227-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

刑事手続と犯罪被害者の個人情報について

粟田知穂

- 1 はじめに
- 2 捜査書類・証拠書類における被害者情報
 - (1) 逮捕状·勾留状
- (2) 証拠書類(捜査書類)
- 3 起訴状における被害者情報
- 4 その他証人尋問等、公判段階の起訴記録における被害者情報
 - (1) 証人尋問調書等
 - (2) 判決書 (裁判書)
 - (3) 確定後の記録
- 5 おわりに

1 はじめに

刑事手続において、犯罪被害者の保護を図る必要性が高いことは言うまでもない。事案の内容によって差こそあれ、被害者は犯罪により傷つけられており、その被害回復が進まないケースも多い。しかし、被害者の語る内容は、真相を解明し、適正な刑事手続を実現する上で不可欠のものであることから、被害者は、その後の刑事手続において、語りづらいことを語ったり、被疑者の面割り写真を示されたりして、つらい記憶に何度も直面しなければならないなど、大きな負担を背負っている。このような被害者の負担については、刑事手続に関与する者全てが常に意識しなければならない。そして、被害者の負担の中で、相当の割合を占めると思われるのは、再び被害に遭うことに対する恐怖である。

実際、再被害への恐怖から、転居を余儀なくされたり、転職・転校を選択したりする被害者も多く、中には家族関係や氏名を変更してまでもそのリスクを軽減しようとする被害者も存在する。そのような場合、被害者からその個人情報を秘匿してほしいとの要望が、捜査機関や裁判所・弁護人等の訴訟関係者に対して出されるケースも増加している。以下では、刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。)等に規定されている刑事手続上の制度と、このような被害者側からの要望とをどのように折り合わせるかという問題について、おおむね刑事手続の時間的流れに沿いつつ、具体的場面ごとに考察を加えることとしたい¹⁾。

2 捜査書類・証拠書類における被害者情報

(1) 逮捕状・勾留状²⁾

ア 逮捕状

逮捕状には、被疑者の氏名及び住居等とともに、罪名、被疑事実の要旨を記載しなければならない(刑訴法 200 条 1 項)。そして、逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない(刑訴法 201 条 1 項)。したがって、逮捕状の被疑事実の要旨に被害者の氏名・住所等を記載すれば、通常の場合、それが被疑者に知られることとなる。では、被害者の要望に応じて、未だ被疑者に知られていない被害者の氏名・住所等を逮捕状に記載しないこと

¹⁾ なお、住所や氏名の秘匿が要請されるケースとしては、被疑者・被告人側が未だその情報を有していない場合が考えられる。逆に、被害者から住所や氏名の秘匿要請があったとしても、被疑者・被告人が既に当該住所や氏名についての情報を具体的に有している場合は、再被害の危険性についての議論とは別に、刑事手続の中で秘匿することによって当該情報の保護を図る意味が乏しいので、本稿の検討の対象からは除外することとする。

²⁾ それ以外の令状、例えば捜索差押許可状について言えば、裁判官に対する請求書には犯罪事実の要旨が記載されるが、被疑者に対して示すこともある許可状の方には「罪名」のみが記載され、この「罪名」を記載するに当たっては、適用法条まで示す必要はないものとされる(最決昭和33年7月29日刑集12巻12号2776頁)から、許可状に被害者名が記載されることも少ないものと思われ、令状を通じて被害者の個人情報が被疑者に伝わるおそれは小さいであろう。

ができるか。

刑訴法 200 条 1 項が逮捕状に被疑事実の要旨の記載を要求するのは、憲法 33 条の「理由となつてゐる犯罪を明示する」との要請によるものであり、したがって、被疑事実の内容は、具体的に特定されることが必要である。令状審査に当たる裁判官の判断対象を明確にし、事件単位の原則や一罪一逮捕の原則の及ぶ範囲を画する見地からも特定の必要性が導かれる。しかし、捜査の初期の段階であるので、ある程度の不明確さが許され、犯罪事実の同一性を判断し得る程度に特定されていればよいとも考えられている 3)。そこで、逮捕状を請求する捜査機関は、被害者から要望があった場合に、犯罪事実の同一性を判断し得る限りにおいて、被害者の氏名・住所等を記載しない取扱いをすることが考えられる。

他方、逮捕状に被害者の氏名等の記載があった場合に必ずこれを被疑者に伝える必要があるかであるが、逮捕の際には逮捕状を被疑者に呈示しなければならないところ、これは、憲法上の要求ではないものの、逮捕の「理由を告知する」方法として法が呈示を要求したものであり、呈示の方法としては、被逮捕者に対して逮捕状が発付されていること、その被疑事実の概要を被逮捕者にその内容が理解できるような方法で呈示すればよいとされる。したがって、被逮捕者への逮捕状の手交や、被逮捕者による実際の閲読は不可欠の要件ではない⁴⁾。逮捕状の緊急執行の場合ではあるが、「逮捕状の被疑事実の要旨の告知に当たっては、被疑者に理由なく逮捕するものではないこと、すなわち、いかなる犯罪事実による逮捕であるかを一応理解させる程度に逮捕状の被疑事実の要旨を告げれば足りるのであって、日時、場所、犯行態様など逮捕状に記載された『被疑事実の要旨』をすべて漏れなく告げるまでの必要はなく、事案によ

³⁾ 起訴状の公訴事実や判決書の罪となるべき事実との相違は、手続上の時期の違いから導かれることになろう。河上和雄・中山義房ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法[第2版]』第4巻(青林書院・2012年)257頁[渡辺咲子]、山口地下関支判平成7年11月27日判例地方自治149号84頁。

⁴⁾ 河山・中山ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法[第2版]』第4巻273頁[渡辺]。

り、また、被疑者の被疑事実の了知の程度により、告知が必要とされる程度は 異なるものと解される。」とした裁判例 $^{5)}$ もあり、仮に逮捕状に被害者の氏名 等が記載されていた場合でも、少なくとも執行の段階では、合理的な理由があ れば、これを完全な形で被疑者に伝える必要まではないものと解し得る。

なお、逮捕状は、検察官に送致する手続をとった時間を記入するなどした上、 身柄とともに送致される一件記録に編綴されることとなっており、証拠書類の 一部となることから、この点は証拠書類における個人情報の秘匿の問題として 後述する。

イ 勾留状等

司法警察員や検察官は、被疑者を逮捕したときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与えなければならない(刑訴法 203 条 1 項、204 条 1 項、211 条、216 条)。逮捕された被疑者が犯罪事実の要旨を告げられる権利を有するというのは、憲法 34 条前段の要求するところである。したがって、被害者の氏名等が逮捕状に記載されていた場合は、仮にその執行時にこれらを被疑者に告げないという取扱いをしていたとしても、結局、弁解録取の段階で、犯罪事実の要旨の全部を告知することが必要となる。勾留質問においても、犯罪事実についての弁解を聴くため、単に罪名を告げるのみならず、事実の要旨を告げることが必要になる(刑訴法 61 条)。

さらに、勾留状においても、罪名や公訴事実の要旨を記載することが求められている(刑訴法64条1項)。公訴事実の要旨の記載は、逮捕状同様、憲法33条の要請に基づくものであり、公訴事実を具体的に特定する程度に記載する必要がある。逮捕に引き続き勾留する場合には、逮捕状の記載内容を引用する取扱いも広く行われている。

なお、勾留状の場合は、執行を受けた被疑者・被告人は、謄本の交付を請求 できる(刑訴規則74条)ことにも留意を要する。

以上から、仮にアで検討したとおり、被害者の氏名等を逮捕状の被疑事実に

⁵⁾ 東京高判平成8年12月12日東高時報47巻1=12号145頁。

記載する一方で、執行の際にそれを被疑者に告げないという取扱いをしたとしても、その後の勾留手続を通じて被疑者に秘匿し続けることは困難であり、もし被害者の要望通りに被害者の氏名等を秘匿する必要が高いのであれば、そもそも逮捕状や勾留状の被疑事実の中にそのような情報を記載しないという取扱いが望まれる、ということになる。以上のような問題意識から、警察庁も、警視庁刑事部長及び各道府県警察本部長等に対し、刑事局刑事企画課長名で「再被害防止への配慮が必要とされる事案における逮捕状の請求等について」という通達⁶⁾を平成24年12月20日付で発出している。同通達の内容は、概略、逮捕状請求時の被疑事実の要旨の記載に当たり、犯罪事実の特定・他の犯罪事実との識別に十分留意しつつ、再被害防止への配慮の必要性が高い事案において、被害者の旧姓・通称名の使用、住所・居所の不記載ないし概括的記載等の柔軟な検討を求め、また、被害者等の個人情報秘匿の意向につき、部内における周知徹底と検察官・裁判官への伝達等の配慮を求める、などというものである。

(2) 証拠書類(捜査書類)

証拠書類又は捜査書類、すなわち捜査報告書や実況見分調書、供述調書等に被害者等の氏名・住所・職業 (学校)・家族関係等の個人情報が記載されることはやむを得ないところである。近時は、警視庁及び各道府県警察の判断により、これら被害者等の個人情報を1通の捜査報告書のみにまとめて記載し、それ以外の捜査書類には被害者等の個人情報を記載しないようにするとの取扱いも広がっているようであるが 7)、被害者等の個人情報につきおよそ一切の書類

⁶⁾ 警察庁丁刑企発第239号。冒頭で、「先般、神奈川県内において、ストーカー行為に端を発し、被疑者が以前交際していた女性を殺害する事件が発生した。この被疑者は、過去に被害者に対する脅迫事件の被疑者として逮捕されていたが、捜査員が被疑者に逮捕状を示す際に、逮捕状に記載された被害者の結婚後の氏名や自宅住所を読み上げたこと等から、これをきっかけに当該被疑者が被害者の住所等を特定することにつながったのではないかとの報道がなされたところである。」との問題提起がなされている。

⁷⁾ これにより被害者の個人情報の管理を適切に行うとの趣旨と思われる。

に記載をしないようにするとの取扱いは、事案の解明を図り、真実発見を旨とする捜査手続の目的に鑑み現実的ではない。むしろ、被害者側から要望があった場合に、被疑者・被告人及び弁護人に対し、目的に鑑み必要がないと思われる被害者の個人情報まで伝達することをいかにして回避すべきか、という点の検討が重要であろう。

公開の法廷において被害者の個人情報が明らかにされることを防止するための制度としては、刑訴法 290条の2の被害者特定事項の秘匿制度がある。これにより、裁判所は、一定の犯罪について、被害者等からの要望に応じ、被害者の氏名及び住所その他の当該事件の被害者を特定させることとなる事項について、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。ただし、この制度は、公開法廷、つまり広く社会・第三者に対する秘匿を前提としており、この制度の活用により社会からの好奇の目にさらされたり、第三者を通じた再被害や嫌がらせを受けたりすることは防止できるが、被疑者・被告人及び弁護人との関係で秘匿することまでを可能にするものではない。

被疑者・被告人及び弁護人との関係では、証拠請求及び証拠開示の場面が問題となる。ここで重要なのは、被疑者・被告人及び弁護人の防御権への配慮である。

まず、被疑者・被告人及び弁護人は、検察官が取調を請求した証拠書類について、あらかじめこれを閲覧する権利を有する(刑訴法 299 条 1 項)。また、公判前整理手続が実施される事件において、検察官請求証拠につき、被告人は閲覧の権利を、弁護人は閲覧しかつ謄写する権利を有する(刑訴法 316 条の 14 第 1 号)。

それでは、検察官が立証に不可欠と考える証拠書類に被害者の個人情報が記載されていた場合、これを抄本化ないしマスキングして取調請求することは許されるか。このような取扱いは、実務上、旧来から広く行われてきたところであるが、裁判例においても、検察官が供述者や被害者の住居、職業、本籍、電話番号(以下、「本件各事項」という。)について、これらをマスキング、あるいはこれらを除く部分を抄本化して証拠請求したことにつき、弁護人が、「供述

者の供述内容の信用性や証明力を判断するための前提事項であるので、本件各事項を除外し、これを秘匿して証拠請求することはそもそも認められない。」などと主張したのに対し、「検察官が、事案の性質、内容、被告人と供述者との関係、供述者の状況等を踏まえ、証拠請求に当たり、証拠書類の人定事項欄から本件各事項を除外してその余の部分を証拠請求し、あるいは抄本化することも許されるというべきである。また、本件各事項が、供述証拠中に記載されている場合においても、(中略)公訴事実について立証責任を負う検察官が、その裁量により、本件各事項を除外して証拠請求することもできるというべきである。」として、検察官が被害者の個人情報を秘匿して証拠請求することが許容されている8。

そうすると、被告人や弁護人から、抄本化あるいはマスキングする前の原本 につき証拠開示請求があった場合に、検察官がこれを拒絶できるかという問題 も生じ得る。

刑訴法 316 条の 15 は、公判前整理手続を実施している事件について、類型証拠開示の要件を定めているところ、類型証拠該当性、重要性、適式な請求があることに加え、開示の必要性の程度ならびに開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、開示が相当と認められること(相当性)が必要とされており、被害者のプライバシー保護や、再被害のおそれ等は、この相当性の要件において判断されることになろう。同様に、主張関連証拠開示においても、刑訴法 316 条の 20 が、主張に関連すること、適式な請求があることに加え、関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、開示が相当と認められること(相当性)が要件とされている。

これらの相当性の要件該当性については、事案により個別に判断するしかないが、一般的には、被害者が氏名や住所の秘匿を申し出ていることや、再被害

⁸⁾ 東京高決平成21年5月28日東高時報60巻1 = 12号74頁。なお、同裁判例は、供述 録取書における供述者の氏名については、刑訴法が署名押印を要件としていることから、 必要的な記載事項に当たるとの判断をしている。

を強く恐れていること、また再被害のおそれが具体的に存在することなどの事 情は、相当性を否定する方向にはたらくものと解される。この点、類型証拠と して証拠開示命令請求の対象とされた強姦致傷等の被害者の供述録取書記載の 現住居、職業等の人定事項について、開示の必要性の程度が低く、開示に伴い 弊害が生じるおそれがあり、開示の重要性及び相当性の要件を満たさないとし て、開示が認められないとした裁判例がある⁹⁾。同裁判例は、「被害者の現住 所、携帯電話番号等の開示を受ける必要性は、被害者の現住所等が被害者供述 の証明力の判断に直結するなどの特段の事情がない限り、被害状況等に関する 供述に比して、相対的に低いというべきである。| と述べており、被告人の防 御権との関係で、どのような場合に被害者の住所等の開示が必要になるかを検 討する上で、参考になろう。すなわち、被告人及び弁護人の立場からすれば、 防御権を根拠に、被害者の氏名、住所等の開示を求めることが考えられるが、 その実質的理由としては、①被害者の供述の信用性を判断するために必要であ る、②被害者の連絡先を知り、被害者に接触した上で、その供述の真偽や被害 感情を確認し、あるいは示談交渉をするのに必要である、の2点に集約される ものと思われるところ、後述するように、刑訴法 299 条が、証人請求する場合、 あらかじめ相手方に対し、証人の氏名及び住居を知る機会を与えなければなら ないとの規定を設けていることとの関係も問題となるが、一般的に言えば、被 害者が被告人及び弁護人との接触を拒絶している場合において、被害感情の確 認や示談交渉との理由(上記②)は必要性に乏しく、さらに、同裁判例指摘の とおり、信用性判断との理由(上記①)についても、住所や連絡先がその判断 に不可欠と思われる場合はごく例外的な場面に限られると解されるのである。

もちろん、刑訴法は、前記のとおり、316条の14各号(40条、180条も同様)が、被告人に閲覧の機会を与えるのに対し、弁護人に対しては閲覧し、かつ、謄写する機会を与えるなど、被告人と弁護人を完全に同一の立場とは考えていない。そのため、被告人(被疑者)に対して被害者の氏名、住所等を秘匿でき

⁹⁾ 東京高決平成 21 年 8 月 19 日東高時報 60 巻 1 = 12 号 131 頁。

る場合であっても、高度の専門知識を有し、守秘義務を負っている 10) 弁護人に対しては、被害者等の氏名、住所等を開示せざるを得ない場合もありうる。前記東京高決平成 21 年 5 月 28 日のように、被害者の供述録取書において被害者の氏名の記載が不可欠の要件と考える立場に立てば、少なくとも氏名は開示の対象に含まれてしまうであろうし 11)、証拠開示命令請求等に関する個別の裁判において、弁護人が閲覧のみにとどめる等の条件を付するなどした上で、開示が相当と裁判所が判断する場合もあり得ないではない。現行の制度下においては、遅くとも、後述の証人請求の段階においては、検察官が証人尋問請求をする場合、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならないとされている(刑訴法 299 条 1 項)ので、立証上不可欠な被害者の供述調書等を全て不同意にすることにより、弁護人には被害者の氏名及び住居を知る手段が残されているともいえる 12)。

そこで、このような場合に、被害者のプライバシーを保護し、再被害等を防ぐための制度として、刑訴法上、証人等の安全への配慮要請(刑訴法 299 条の2)、証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿要請(刑訴法 299 条の3)の制度がある。

相手方から配慮を求められた(検察官又は)弁護人は、必要に応じ、被告人を含む関係者に証人等又はその親族の住居等が知られないようにすることその他証人等又はその親族の安全が脅かされることがないよう配慮すべき法律上の義務を負うこととなる。したがって、(検察官又は)弁護人がこの義務を怠ったときは、懲戒処分等が問題となり得る 13)。また、検察官から被害者特定事項

¹⁰⁾ 刑訴法 31 条 1 項、弁護士法 23 条等。

¹¹⁾ ただし、署名押印は署名か押印のいずれか一方で足り、押印は指印でもよく、氏名を詐称しているときは、その偽名による署名押印であってもよいとされる(東京高判昭和31年12月19日高刑集9巻12号1328頁)ので、反対の立場もあろう。

¹²⁾ この点、近年中に法改正がなされる可能性があり、その点に関しては本稿末尾注 28) 参照。

¹³⁾ 河上・中山ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法[第2版]』第6巻(青林書院・2011年) 266頁[白木功]。

の秘匿の要請を受けた弁護人は、被害者特定事項が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、これを他人に知られないように配慮すべき法的義務を負う。「被告人の防御に関し必要がある」か否かは、合理的な根拠に基づき客観的に認定される。検察官の要請を受けた弁護人がこの義務に違反した結果、被害者等の身体に危害が加えられたり、そのプライバシー等が不当に侵害されたりした場合には、民法上の不法行為が成立する場合があるほか、傷害罪や名誉棄損罪の共犯が成立する場合もあると考えられる。また、正当な理由なく要請に応じなかった弁護人には、懲戒事由が認められるものと解される¹⁴⁾。実務の現場においては、被告人の求めに応じ、謄写した証拠書類をそのまま被告人に交付する弁護人も存在することから、被害者から個人情報の秘匿要請があった場合、検察官の立場からは、配慮要請・秘匿要請の積極的な活用を検討すべきであろうし、要請を受けた弁護人において、懲戒事由が生じることも念頭に置きつつ、自らの法的義務を遵守しなければならないのは当然である。

3 起訴状における被害者情報

他方、起訴状に記載された内容は、被告人に対して秘匿することができない。 裁判所は、公訴の提起があったときは、遅滞なく起訴状の謄本を被告人に送達 しなければならない(刑訴法 271 条 1 項、刑訴規則 176 条 1 項)。被害者特定事項 の秘匿決定がなされた事件において、被害者特定事項を明らかにしないで起訴 状を朗読する場合、検察官は被告人に起訴状を示さなければならない(刑訴法 291 条 2 項)し、証拠開示の際に被害者特定事項の秘匿要請をする場合に、検 察官が、弁護人に対し、被告人に知られないようにすることを求めることがで きるのは、「被害者特定事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る」 (刑訴法 299 条の 3 但書)と規定している。すなわち、起訴状に記載された事項 は、必ず被告人の知るところとなる。

¹⁴⁾ 河山・中山ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法[第2版]』第6巻271頁[白木]。

それでは、被害者が氏名や住所の秘匿を強く求めている場合に、これらを起 訴状に記載しないという取扱いは許されるか。

起訴状には、公訴事実が記載されなければならず、その記載方法については、「公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。」と規定される(刑訴法 256 条 2 項 2 号、256 条 3 項)。したがって、訴因に求められるべき具体的機能の内容が問題となるが、判例上、刑訴法が訴因を明示して公訴事実を記載することを要求したのは、「裁判所に対し審判の対象を限定するとともに、被告人に対し防禦の範囲を示すことを目的とするものと解され」ている 15)。そして、訴因が特定しているといえるためには、①被告人の行為が特定の犯罪構成要件に該当するかどうかを判定するに足る程度に具体的事実を明らかにしていること、及び、②他の犯罪事実と区別(識別)できることが必要とされる 16)。

そこで、被害者の氏名及び住所についても、これらの観点に照らし、記載を 省略してもなお、裁判所に対し審判の対象を限定し、被告人に対し防御の範囲 を示しているかどうかということが問題となろう。

結論から言えば、この点は、事案に応じ、個別に判断するしかないものと思われる。ごく大まかに言えば、個人的法益を侵害する犯罪において、法益侵害結果が発生したことは結果無価値・行為無価値いずれの立場からも構成要件要素となるから、それが誰に帰属する法益なのかを明示することは必要であろうし、他の犯罪事実との区別との観点からも、行為の日時・場所や客体を明示することは、通常必要であろう。したがって、これまでの刑事手続実務において、被害者が特定できるのであればその氏名を起訴状の公訴事実に記載し、また、

¹⁵⁾ 最判昭和 37年 11月 28日刑集 16巻 11号 1633頁(いわゆる白山丸事件)。

¹⁶⁾ いわゆる識別説による説明。なお、いわゆる防御権説によると、これに加え、③被告人の防御権の行使に十分であることが要求されるが、起訴状一本主義、すなわち起訴状だけが手元にある状態で裁判所が訴因の特定以上の内容につき求釈明の要否を判断することは困難である、などとの考えから、裁判実務の採用するところではない。

犯行場所あるいはそれに密接に関連する場所が被害者の住所地であった場合に は、被害者の住所も起訴状の公訴事実に記載されてきたことは、相応の理由が あったものと解される。

ただ、起訴状の公訴事実に被害者の氏名や住所を記載するという取扱いが一 般的であったとしても、それが上記訴因の機能に鑑み不可欠なものか、それと も単なる慣例にとどまるのか、という観点からの今一度の検討は必要であろう。 例えば、被害者の特定とその氏名の特定とは厳密には別の問題であって、実際、 身元不明の人が交通事故に巻き込まれて死亡した等の事案において、捜査を尽 くした結果、なお身元が判明しなかった場合に、被害者を「氏名不詳の男性」 などとして起訴する運用はこれまでも行われてきた。被害者の氏名と年齢で特 定するといっても、同姓同名・同年齢の人が存在するケースもあることを考え れば、氏名・年齢の持つ特定の力は実は完全なものではなく、結局、犯行の日 時・場所、犯行態様等と切り離して議論するのは現実的ではないであろう。ま た、被害者の住所に関しても、例えば電話で被害者を脅迫するなどした事案に おいて、被害者が自宅で電話を受けたのであれば、従来は公訴事実中に被害者 方の住所を記載することが多かったが、被告人が電話をかけた場所の方を記載 することもあったし、更に進んで日時とともに単に「電話で脅迫した」旨表示 したとしても、移動中に携帯電話で通話することも多い近時の事情を考えれば、 少なくとも電話を受けた被害者の住所の記載が、他の犯罪事実との区別(識 別)という観点から絶対不可欠のものとも思われない。

もちろん、刑訴法 256 条 3 項が、できる限り罪となるべき事実を特定して訴因を明示することを求めている趣旨に反してはならない。前記白山丸事件判決も、「犯罪の日時、場所及び方法は、これら事項が、犯罪を構成する要素になっている場合を除き、本来は、罪となるべき事実そのものではなく、ただ訴因を特定する一手段として、できる限り具体的に表示すべきことを要請されているのであるから、犯罪の種類、性質等の如何により、これを詳らかにすることができない特殊事情がある場合には、前記法の目的を害さないかぎりの幅のある表示をしても、その一事のみを以て、罪となるべき事実を特定しない違法

があるということはできない。」として、日時、場所及び方法が絶対不可欠の 記載要件ではないとしつつも、「特殊事情」という表現によって、あくまでも 具体的表示をすることが原則で、幅のある表示をすることは例外的な場合に限 られるとしている。

それでは、被害者の氏名及び住所等についてはどうであろうか。刑訴法 256 条 3 項が明文で掲げる「日時、場所及び方法」とは異なることから、法文上も、 具体的表示が原則であると直ちに解することはできない。思うに、起訴状にお いて被害者の氏名及び住所等の秘匿が問題となるのは、ストーカー規制法違反 やそれに伴う暴行・脅迫事件、強姦や強制わいせつなどの性犯罪事件、暴力団 等の組織による事件が考えられるところ、これらにおいては、①構成要件該当 性の判断においてよりも、②他の犯罪事実との区別(識別)の場面で被害者の 氏名及び住所等の秘匿が問題となることが圧倒的に多いであろう。①構成要件 該当性については、主に被告人の行為を具体的に記載することでかなりの目的 を達することができ、法益侵害の生じた客体については、ある程度抽象的な記 載であっても、異なる構成要件との判別は十分可能である反面、②他の犯罪事 実との区別に関しては、連続的に行われることの多い犯罪等をイメージすれば、 被害者の氏名や住所等によってしかその識別が困難なケースもあり得ると思わ れるからである。したがって、以上の検討を踏まえれば、被害者の氏名や住所 等を記載しないという場合には、被害者の身体に危害が加えられ、あるいは名 誉が著しく害されるおそれがあるなどの具体的必要性があり、かつ、氏名・住 所等に代わる他の記載手段により、構成要件該当性の判断ができることはもち ろんのこと、他の犯罪事実との区別(識別)が可能であることが要件になると 思われる。

近時、報道等によれば、起訴状において被害者の氏名を秘匿した事例が出ている 17) とのことであり、その場合は、被害者の氏名に代わる記載方法として、

¹⁷⁾ 東京地判平成 25 年 11 月 12 日判例集未搭載、秋田簡裁略式命令平成 26 年 3 月 7 日判例 集未搭載等。

被害者の氏名を通称やカタカナで記載したり、被害者親族の氏名と続柄を記載したり、(既に被告人に知られている)被害者の住所と生年月日を記載したりすることなどが考えられる¹⁸⁾。

以上は、被害者からの要望を受け、検察官において被害者の氏名や住所を秘匿して起訴することができるかという議論であるが、仮に検察官が被害者の氏名等を伏せて起訴したとしても、被告人・弁護人において防御に不十分であると主張し、あるいは裁判所において訴因が不特定である、又は訴因を具体化しない必要性に欠けると判断する場合があり得るのはもちろんである。実際、起訴・公判の初期段階では被害者氏名を伏せた起訴状を認め、審理が進められたものの、判決宣告時には再犯の具体的なおそれ等、被害者の氏名を伏せる必要性が欠けるとして、被害者の実名を告げ判決を宣告したとの事例もあったようである「9」。したがって、訴因の特定に欠けることがないことや、被害者の氏名等を秘匿することについて、被害者からの具体的要望があり、被害者の氏名等を秘匿することについて、被害者からの具体的要望があり、被害者の氏名等が知られていないなど、起訴状において氏名等を秘匿することが有効な防止策になることなどにつき、客観的資料に基づき判断がなされることが求められよう。

¹⁸⁾ これらも、考え得る手段を網羅的に挙げたものではないので、事案により適切な方法が選択されてしかるべきであろう。例えば、通りすがりの犯行で被告人側が被害者の氏名・住所等の個人情報を何ら持ち合わせていない場合などは、日時・場所・被害者の服装や特徴・犯行態様等の総合的かつ具体的記載によって事実を特定することも十分考慮されてよいと思われる(裁判所の立場からは、二重処罰の危険が懸念されようが、二重処罰でないことの立証は、検察官においてさほど困難とは思われない。)。なお、これを敷衍すれば、被害者の写真を起訴状に添付し、それにより特定するという方法も考えられなくはないが、謄本が被告人に送達され、写真自体にも被害者のプライバシーが多く含まれることからすると、慎重に解すべきと思われる。

¹⁹⁾ 東京地判平成 25 年 12 月 26 日判例集未搭載。

4 その他証人尋問等、公判段階の訴訟記録における被害者情報

(1) 証人尋問調書等

公判段階において、新たに作成される書面にも、被害者の氏名・住居が記載 されることがこれまで多かった。刑訴法 298 条 1 項は、検察官、被告人又は弁 護人は、証拠調を請求することができるとした上、刑訴規則 188 条の 2 は、証 人等の尋問を請求するときは、その氏名及び住居を記載した書面を差し出さな ければならないとしているし、刑訴法 299 条1項も、検察官、被告人又は弁護 人が証人等の尋問を請求するについては、あらかじめ相手方に対し、その氏名 及び住居を知る機会を与えなければならないとしているのは、既に述べたとお りである²⁰⁾。そして、実際に証人尋問が行われるに当たっては、まず、証人 として出頭した者について人違いでないかどうかを取り調べなければならない (刑訴規則 115条)ので、実務においては、証人が出頭した際に、氏名、住所等 を記入する「出頭カード」の記載を求め、裁判長は、尋問に先立ち、この出頭 カードを参照するなどしながら、氏名、年齢、住所等を質問し、証人がこれに 答えるということが多い 21)。そして、このような尋問・供述については、出 頭した証人の氏名とともに、公判調書の必要的記載事項となる(刑訴規則44条 1項20号・22号)から、証人尋問調書においては、証人の氏名・年齢(生年月 日)・住居・職業が記載されるとの取扱いが一般的であった。

したがって、被害者本人が証人として尋問されれば、通常は被害者の氏名・ 住所等が証人尋問調書等に記載されるところ、弁護人には訴訟に関する書類の 閲覧謄写権(刑訴法 40 条 1 項)があるので、弁護人が被害者の個人情報部分に ついてマスキングしたものの閲覧謄写を了解すればともかく、弁護人が了解せ ず、マスキングしていないものの閲覧謄写を強く希望すれば、これを拒むこと

²⁰⁾ 法改正の動きがあることにつき本稿末尾注 28) 参照。

²¹⁾ 実務では、証人の氏名のみを確認した後、年齢・住居・職業については「出頭カードに 記載したとおりですね」とのみ確認し、証人のプライバシーに配慮している裁判長も多

はできないということになる²²⁾。

そこで、被害者特定事項の秘匿決定(刑訴法 290条の 2 第 1 項、第 3 項)のなされた事件などについては、そもそも被害者の住所等を証人尋問調書その他の書類に記載しないという取扱いはできないか。

まず、証人尋問調書については、訴訟関係人が同意したときは、要旨による調書の作成が認められているが(刑訴規則44条の2)、訴訟関係人の同意がなくとも、尋問及び供述を完全な逐語で作成することまでは求められていない(刑訴法48条2項は、公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならないとしている。)。そこで、裁判体の判断によっては、被害者の個人情報につき「記載省略」としたり、「裁判長は、証人本人であることを確認した。」とのみ記載したりすることもあり得るものと思われる。

なお、出頭カードについては、刑訴法及び刑訴規則に直接根拠が求められるものではなく、前記のとおり、証人の人定尋問を確実に行うための補助的手段であると解されることから、被害者の個人情報に配慮が必要な事案においては、そもそも住所等の記載を求めない、あるいは、記載した場合にこれを刑事訴訟記録に綴り込まないという取扱いも可能であろう。他方、証人が旅費・日当等を請求する場合(刑訴法164条1項)の旅費日当請求書については、旅費の算出のために証人の住所の記載が要求されるが、その趣旨は会計処理上不可欠であるとのものにとどまることから、刑事訴訟記録には住所等をマスキングしたものを編綴するとの取扱いも可能と思われる。

以上の取扱いについては、裁判体によって、考え方に若干の幅のあるところであろう。特に、刑訴規則 44 条 1 項 20 号が出頭した証人等の氏名を公判調書の必要的記載事項としていることからすれば、住所はともかく、氏名については記載が不可欠と考えるのが素直な解釈となろう ²³⁾。仮に、被害者の氏名や住居が証人尋問調書等の訴訟記録に記載された場合は、閲覧謄写権を有する弁

²²⁾ 刑訴規則 301 条 1 項は、閲覧謄写の日時、場所及び時間を制限することができる旨の規 定をもうけているが、閲覧謄写の範囲を制限できる旨の規定は現在のところ存在しない。

護人に対し配慮を求めることとなる。刑訴法 299 条の 2 及び 299 条の 3 は、証人請求や証拠開示の際における検察官からの配慮・秘匿要請の規定であるが、裁判長の訴訟指揮権(刑訴法 294 条)等の規定を持ち出すまでもなく、裁判所からの配慮要請も当然にでき得るものと解され、仮にそうでなくとも、刑訴法 299 条の 2 及び 299 条の 3 による検察官からの配慮・秘匿要請は訴訟記録の閲覧謄写を通じて得た情報についても当然に及ぶものと解される。他方、被告人本人は、弁護人がないときに限り、訴訟記録を閲覧することが許されているのみであり(刑訴法 49 条)、閲覧謄写権は弁護人の固有権とされていることから、弁護人に対する配慮要請の効果が期待される。

(2) 判決書 (裁判書)

裁判をするときは、裁判書を作らなければならないのが原則であり(刑訴規則53条)、地方裁判所又は簡易裁判所においては、起訴状に記載された公訴事実等を引用したり(刑訴規則218条)、調書判決によることもできる(刑訴規則219条)が、判決書に罪となるべき事実を記載し、そこに被害者の氏名、住所等を記載すれば、仮に被害者特定事項の秘匿決定があるなどして、公判廷で被害者の氏名、住所等を告げない取扱いをしたとしても、刑訴法46条により被告人その他訴訟関係人には裁判書の謄本請求権があるから、被害者の氏名、住所等が被告人に知られることになる。

では、判決書の罪となるべき事実に被害者の氏名や住所を記載しない取扱いができるか。

この点は、既に述べた起訴状における被害者情報の秘匿の可否についての議 論がほぼそのまま妥当するものと解される。すなわち、裁判には、理由を附し

²³⁾ もちろん、本名でなく、通称名や仮名(「被害者 A」等)による記載も許されるとの解釈もあり得る。要は、証人に人違いがあってはならないことから、その確認をどのように行うかの問題であり、少なくとも被害者特定事項の秘匿決定がなされている事案において、人定尋問であるからといって、証人に立った被害者に本名を尋ねるような取扱いはよもやあり得ないであろう。

なければならない(刑訴法44条1項)。特に、有罪の言渡をするには、罪とな るべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない(刑訴法335 条1項)。罪となるべき事実を具体的に明白にするためには、犯罪の日時・場 所、犯罪の主体と客体、犯罪の手段と方法、行為態様、結果の発生の有無、因 果関係、法益との関連などをできるだけ具体的かつ明確に特定して判示するこ とを要するとされる²⁴⁾。その特定の程度については、刑訴法 256 条 3 項にい う訴因の特定の程度につき前記白山丸事件判決などが示した基準と同様に解さ れている。したがって、罪となるべき事実においても、構成要件該当性が明白 であるとともに、他の犯罪事実との区別(識別)が可能であることが要求され るところ、被害者の氏名や住所はその上で重要な役割を果たすことも多く、記 載を省略するに当たっては、構成要件該当性及び他の犯罪事実との識別機能を 損なうことがないよう、留意する必要がある。とりわけ、実体判決が確定した 場合、一事不再理効が発生するから、二重処罰が禁じられる範囲を明確にする ためにも、判決書における他の犯罪事実との区別(識別)の観点は重要である。 そのため、仮に起訴状において被害者の氏名・住所等を伏せた記載がなされ、 公判開始当初もそれによる審理が許容されたとしても、審理の結果、罪となる べき事実の果たす機能との関係で、判決書においては被害者の氏名・住所等の 記載が必要という判断に至る場合もあり得るのである 25)。

(3) 確定後の記録

被告事件の終結後、すなわち終局裁判の確定後は、誰でも訴訟記録を閲覧することができる(刑訴法 53条)。この規定は、裁判公開の原則(憲法 82条)を拡充し、裁判の公正を担保するとともに、裁判に対する国民一般の理解を深めるために規定されたものとされる²⁶⁾。

²⁴⁾ 松尾浩也監修『条解刑事訴訟法「第4版]』(弘文堂・2009年) 930頁。

²⁵⁾ 前記東京地判平成25年12月26日判例集未搭載。

²⁶⁾ 河上・中山ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法 [第2版]』第1巻 (青林書院・2013年) 601頁 [中山]。

したがって、閲覧の許否については、当該訴訟記録の保管責任者が、閲覧の目的、必要性、弊害の有無などを総合的に考慮した上、合理的な裁量により判断するものとされる。刑事確定訴訟記録法2条1項は、訴訟終結後は、当該被告事件について第1審の裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官(保管検察官)が保管するものとし、保管検察官は、保管記録を閲覧させることが関係人の名誉又は生活の平穏を著しく害することとなるおそれがあると認められるときなどにつき、保管記録を閲覧させないものとされる(同法4条1項5号等)。実務的には、あらかじめマスキングをした上で閲覧させるなどの措置が多くとられているところであり、被害者の氏名や住所がマスキングの対象たり得ることは言うまでもない。

5 おわりに

ここまで、主に被害者の個人情報についての検討をしてきたが、目撃者等、被害者以外の第三者証人についても、以上の議論はおおむね当てはまるものと思われる。ただし、「具体的再被害のおそれ」については、被害者の場合と比べ第三者の場合には認められにくいと思われる一方、刑事手続に積極的に協力しようとする第三者のプライバシー配慮は、将来における捜査の実効性担保という意味でも極めて重要であり、当該第三者から要望のある場合において、安易にその個人情報を被疑者や被告人に伝達すべきでないことは言うまでもない²⁷⁾。

いずれにしても、これまでの被害者等の個人情報の秘匿についての議論は、 どのような情報の秘匿が求められているのか(被害者から秘匿要請のあった情報 のうち、未だ被疑者・被告人が有していないものはどれなのか)、あるいは誰に対 する情報の秘匿が求められているのか(第三者に対してなのか、被疑者・被告人 に対してなのか、それとも弁護人も含めてなのか)などの点に関する議論が些か

²⁷⁾ 次の注 28) のとおり、今後、法改正により、証人についても、被害者同様、公開の法廷における氏名等の秘匿措置が導入される予定がある。

混乱していたケースもあったように思われる。本当に秘匿すべき個人情報、すなわち被疑者・被告人が未だ有しておらず、秘匿の必要性が高い情報を適切に保護するためにも、議論の整理は重要と思われる。また、本稿でいくつかの項目に分けて検討したとおり、刑事手続の中で被害者等の個人情報の秘匿が求められる場面はいくつかの場面が想定し得るところ、配慮を行うべき主体としても、その段階によって警察、検察官、裁判所と様々であるから、前記平成24年12月20日付警察庁通達も言及しているように、被害者等の意向については、これらの間で十分な情報共有がなされる必要があろう。

最後に、現行の法制度の下においては、弁護人に対しては完全に個人情報を 秘匿できない場合もあり得ることを前提とした規定も複数存在しており、その 場合には、配慮義務等によりプライバシーや安全を担保するとの法制度になっ ているということを適切に被害者に説明し、理解を求める必要もあろう²⁸⁾。

²⁸⁾ なお、本稿執筆中、法制審議会―新時代の刑事司法制度特別部会第30回会議(平成26 年7月9日開催)において、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果 【案】」が、時代に即した新たな刑事司法制度に関する諮問第92号に対する答申案として 取りまとめられ、同年9月18日の法制審議会第173回会議において採択された。この中 には、犯罪被害者等及び証人を保護するための方策の拡充(ビデオリンク方式による証人 尋問の拡充、証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入、公開の法廷における証人の氏名 等の秘匿措置の導入)も含まれているところ、特に証人の氏名・住居の開示に係る措置の 導入として、本稿で触れた刑訴法 299 条 1 項の規定により証人の氏名・住居を知る機会を 与えるべき場合などに、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがないこと等の要 件の下、検察官が条件付けの措置(弁護人には氏名・住居を知る機会を与えた上で、これ を被告人に知らせてはならない旨の条件を付すること)・代替開示の措置(氏名・住居を 知る機会を与えず、氏名に代わる呼称、住居に代わる連絡先を知る機会を与えること)を 採ることも可能としている(ただし、その要件該当性については被告人又は弁護人の請求 により裁判所が裁定する一方、条件付けの措置における条件に弁護人が違反したときは、 裁判所・検察官が、当該弁護士の処置請求をすることができるものとする)などの内容が 盛り込まれていることから、今後の刑事訴訟法等関係法令の改正の動きには引き続き留意 を要するものと思われる。